



2026 年 10 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 文 教 堂 グ ル ー プ ホ ー ル デ ィ ン グ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 藤 協 治
(東証スタンダード市場 コード番号：9 9 7 8)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 十 河 義 幸
財 務 経 理 部 長
T E L 0 4 4 - 8 1 1 - 0 1 1 8

株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、当社株主から本年 11 月開催予定の第 76 回定時株主総会に関し、株主提案を行う旨の書面（以下、「株主提案書」といいます。）を受領しておりましたが、当社取締役会は、当該株主提案について慎重に審議した結果、本日の取締役会において当該株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

個人株主 1 名（議決権の数 300 個）

2. 株主提案の内容

(1) 議題

- ① 定款変更の件
- ② 定款変更の件
- ③ 取締役の報酬額設定の件
- ④ 取締役の報酬額設定の件
- ⑤ 取締役の報酬額設定の件

(2) 提案内容及び提案理由

別紙に記載のとおりです。

3. 本株主提案に対する当社の意見

議案 1 社外取締役の任期を 12 年に限定する株主提案に反対する理由

(1) 当社取締役の意見

当社は、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、取締役の任期を 1 年としており、社外取締役を含む各取締役について、毎年、株主の皆様はその選任についてご判断いただく機会を確保しております。

社外取締役の独立性を確保することは重要ですが、独立性は在任期間のみをもって一律に判断すべきものではなく、当該取締役と当社との関係、専門性、経験、取締役会における職務遂行状況等を総合的に勘案して判断すべきものと考えております。

社外取締役が当社の事業、経営環境、組織及び取締役会の運営について十分な理解を深め、その経験・専門性を活かして中長期的な経営戦略について実効的な監督・助言を行うためには、一定の継続的な在任期間を確保することにも意義があります。

一律に在任期間を12年に限定することは、当社にとって必要かつ適切な経験・専門性を有し、引き続き独立した立場から十分な監督機能を発揮している社外取締役についても、在任期間のみを理由として再任の選択肢を失わせることとなります。その結果、取締役会の継続性や専門性を損ない、かえって取締役会の実効性を低下させる可能性があります。

したがって、当社としては、社外取締役の在任期間を一律に12年に制限するのではなく、毎年の株主総会における取締役選任を通じた株主の皆様による評価に加え、取締役会における候補者の適格性・独立性・専門性等の検討を通じて、実効的なガバナンスを確保することが適切であると考えております。

以上の理由から、本提案に反対いたします。

議案2 代表取締役の任期を限定する株主提案に対する反対理由

(1) 当社取締役の意見

当社は、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社においては、取締役の任期を1年としており、代表取締役を含む各取締役について、毎年、株主の皆様による選任についてご判断いただく機会を確保しております。

代表取締役については、経営環境や当社の経営課題、事業戦略等を踏まえ、その時々において最も適切な者を取締役会が選定することが、持続的な企業価値の向上及び実効的な経営監督の観点から重要です。

一律の任期制限を設けた場合、当該時点において中長期的な経営戦略の遂行に必要な経験・能力を有し、株主の皆様から継続して支持されている代表取締役についても、在任期間のみを理由として交代を求めることとなり、経営の継続性を損なう可能性があります。

一方、当社では、取締役の任期を1年としているため、代表取締役についても、毎年の取締役選任を通じて株主の皆様による評価を受けることができます。加えて、代表取締役を含む経営陣については、取締役会による監督及び任意の指名・報酬委員会による審議等を通じて、その適格性及び業績等を踏まえた適切な評価・検討を行うことが可能です。

したがって、代表取締役の在任期間について一律の上限を設けるのではなく、毎年の株主総会における取締役選任、取締役会による監督及び指名プロセスを通じて、経営者の適格性を継続的に検証することが、当社の実情に即した適切なガバナンスであると考えております。

以上の理由から、本提案に反対いたします。

議案3 連結損益計算書において営業損失を計上した事業年度の翌事業年度に係る取締役の報酬等の合計額は、当該営業損失を計上した事業年度における報酬等の合計額の70パーセントを超えないものとする株主提案に対する反対理由

(1) 当社取締役の意見

当社は、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、取締役の報酬について、当社の業績、経営環境、各取締役の職責及び職務遂行状況等を総合的に勘案し、適切な報酬水準及び報酬体系を設計することが重要であると考えております。

前期が赤字となった場合に一律に前期の報酬額の合計額の70パーセントを超えないものとするという本提案は、赤字という単一の財務指標のみを基準として取締役の報酬を機械的に決定するものであり、取締役の職務遂行や企業価値向上への貢献を必ずしも適切に反映するものではありません。

当社の業績は、取締役の職務執行のみならず、経済情勢、原材料価格その他の外部環境や、一時的な損失、赤字店舗の閉鎖などの事業構造改革、事業維持や収益性改善に向けた取り組み等、様々な要因の影響を受けます。そのため、前期が赤字であったことのみをもって報酬を一律に前期の報酬額の合計額の70パーセントを超えないものとすることは、取締役に短期的な利益を過度に重視させ、中長期的な企業価値の向上に必要な投資その他の経営判断を抑制するなど、適切なインセンティブ設計を損なうおそれがあります。

また、経営環境等の外部要因によって一律に報酬が減額され得る制度は、経営責任や職務内容に見合った合理的かつ予見可能な報酬体系の構築を困難にし、当社の持続的な成長を担う優秀な経営人材の確保・維持を阻害するおそれもあります。

当社では、独立役員を過半数とする任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の報酬について、業績、職責及び職務遂行状況等を踏まえた適切な審議を行う体制を整備しております。

したがって、単年度の赤字のみを基準として報酬を一律に前期の報酬額の合計額の70パーセントを超えないものとするのではなく、当社の経営環境、業績の内容、各取締役の職責及び職務遂行状況等を総合的に勘案して報酬を決定する現在の仕組みを維持することが適切であると考えております。

以上の理由から、本提案に反対いたします。

議案4 当社は、各事業年度において取締役が当会社及び当会社の子会社から受ける報酬等の合計額を、役員区分ごとに有価証券報告書において開示するものとする株主提案に対する反対理由

(1) 当社取締役の意見

当社は、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、役員報酬の透明性を確保し、株主の皆様に対する適切な情報提供を行うことは重要であると考えております。有価証券報告書においても、法令等に基づき、役員区分ごとの報酬等の総額や報酬の種類別の額等を開示しております。

また、当社では、独立役員が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の報酬体系の客観性・透明性や、各取締役の職責、業績及び職務遂行状況等に基づく評価の妥当性について、厳格な審議・検証を行う体制を整備しております。これにより、取締役の報酬決定プロセスの公正性及び客観性を確保し、適切なガバナンスの実現に努めております。

一方、本提案は、当社の取締役が当社及び当社の子会社から受ける報酬等の合計額について、役員区分ごとに一律に開示することを求めるものです。しかしながら、子会社における役職や職責、報酬制度は各社の事業内容や経営環境等に応じて異なるため、これらを単純に合算した金額のみでは、各取締役の職務や責任に照らした報酬の妥当性を適切に評価することが困難となる場

合があります。

また、グループ各社の報酬制度や経営体制の違いを踏まえた柔軟な報酬設計を行うことは、グループ全体の経営人材の適切な配置や確保の観点からも重要です。

当社としては、法令等に基づく開示を適切に行うとともに、既存の開示制度の枠組みの中で、株主の皆様に対する説明責任を果たしていくことが適切であり、定款により一律の追加的な開示義務を設ける必要性は乏しいと考えております。

以上の理由から、本提案に反対いたします。

議案 5 営業利益を計上した事業年度における取締役の報酬限度額は、1992 年 11 月 24 日開催の第 42 回定時株主総会決議のとおりとする株主提案に対する反対理由

(1) 当社取締役の意見

当社は、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

本提案は、営業利益を計上した事業年度における取締役の報酬限度額を 1992 年 11 月 24 日開催の第 42 回定時株主総会決議のとおりとすることを求めるものです。なお、提案株主の本提案は、営業損失を計上した事業年度の翌事業年度に係る取締役の報酬等の合計額を、当該営業損失を計上した事業年度における報酬等の合計額の 70 パーセントを超えないものと制限することを意図していると解されます。

前期が赤字となった場合に一律に前期の報酬額の合計額の 70 パーセントを超えないものとするという本提案は、赤字という単一の財務指標のみを基準として取締役の報酬を機械的に決定するものであり、取締役の職務遂行や企業価値向上への貢献を必ずしも適切に反映するものではありません。

当社の業績は、取締役の職務執行のみならず、経済情勢、原材料価格その他の外部環境や、一時的な損失、赤字店舗の閉鎖などの事業構造改革、事業維持や収益性改善に向けた取り組み等、様々な要因の影響を受けます。そのため、前期が赤字であったことのみをもって報酬を一律に前期の報酬額の合計額の 70 パーセントを超えないものとすることは、取締役に短期的な利益を過度に重視させ、中長期的な企業価値の向上に必要な投資その他の経営判断を抑制するなど、適切なインセンティブ設計を損なうおそれがあります。

また、経営環境等の外部要因によって一律に報酬が減額され得る制度は、経営責任や職務内容に見合った合理的かつ予見可能な報酬体系の構築を困難にし、当社の持続的な成長を担う優秀な経営人材の確保・維持を阻害するおそれもあります。

当社では、独立役員を過半数とする任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の報酬について、業績、職責及び職務遂行状況等を踏まえた適切な審議を行う体制を整備しております。

したがって、単年度の赤字のみを基準として報酬を一律に前期の報酬額の合計額の 70 パーセントを超えないものとするのではなく、当社の経営環境、業績の内容、各取締役の職責及び職務遂行状況等を総合的に勘案して報酬を決定する現在の仕組みを維持することが適切であると考えております。

以上の理由から、営業損失を計上した事業年度の翌事業年度に係る取締役の報酬等の合計額を、当該営業損失を計上した事業年度における報酬等の合計額の 70 パーセントを超えないものと制限することを意図している本提案に反対いたします。

以上

(別紙)

※ 以下の提案内容及び提案理由は、株主提案書の該当箇所を原文のまま掲載しております。

株 主 提 案 書

私は、貴社の普通株式を保有する株主として、会社法第 303 条第 2 項及び第 305 条第 1 項の規定に基づき、貴社の第 76 回定時株主総会において、下記のとおり議題を提案し、あわせて当該議題に係る議案の要領を株主に通知することを請求いたします。

なお、私は貴社の議決権を 300 個以上、6 箇月前から引き続き保有しており、社債、株式等の振替に関する法律第 154 条に基づく個別株主通知の申出を完了しております。

記

第 1 提案する議題

- 1 社外役員の在任期間に関する定款一部変更の件
- 2 代表取締役の在任期間に関する定款一部変更の件
- 3 取締役の報酬額設定の件

第 2 議案の要領及び提案の理由

- 1 社外役員の在任期間に関する定款一部変更の件

(1) 議案の要領

当会社の定款に、次の条項を新設する。

【現行定款】

(新設)

【変更案】

(社外役員の在任期間)

第〇条 当会社の社外取締役及び社外監査役の在任期間は、通算して 12 年を超えないものとする。社外監査役から社外取締役に就任した場合その他役職を異にして継続して在任する場合には、これを通算する。

なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（２） 提案の理由

在任期間 12 年は、議決権行使助言会社及び機関投資家の標準的な独立性判断基準である。議決権行使助言会社 ISS は、2025 年の議決権行使助言基準の改定において、社外役員の在任期間が 12 年以上である場合は独立していないと判断することとし、当該基準は 2026 年 2 月 1 日から運用されている。また第一生命保険、野村アセットマネジメント、アセットマネジメント One 等の複数の国内機関投資家が、同様に 12 年を基準として採用している。

（出典：BUSINESS LAWYERS「議決権行使基準の改定動向の比較・分析」）

（出典：第一生命保険「議決権行使に関する基準」）

これに対し、当会社の社外取締役飯田直樹氏及び森俊明氏について、第 75 回定時株主総会招集ご通知には、それぞれ次の記載がある。

■ なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって 16 年となります。

（出典：第 75 回定時株主総会招集ご通知 23 ページ）

両氏は 2009 年 11 月に就任しており、第 76 回定時株主総会終結時には在任 17 年となる。前記の基準を 5 年超過するものである。なお、当会社が東京証券取引所に独立役員として届け出ている社外取締役は、この両氏の 2 名のみである。

当会社は 2018 年 8 月期に重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上して債務超過となり、2019 年 6 月 28 日に事業再生 ADR 手続の利用申請を行い、同年 9 月 27 日に事業再生計画が成立した。両氏はこの全期間を通じて社外取締役の地位にあった。当該事業再生計画の達成状況について、第 75 回定時株主総会において議長は次のとおり報告している。

■ 6 年間の累計損益では、売上高が 1,014 億円、計画比 100%、経常利益は 9 億円で計画比 63%、純利益は 7 億円で計画比 63%と、売上高は計画値を達成しているものの、想定外の経費高騰により、利益は大きく棄損している状況でございます。

（出典：第 75 回定時株主総会レポート）

また議長は、当該 6 年間について「残念ながら、全ての債権者様が十分納得できる結果には届きませんでした」とも述べている。

他方、招集ご通知においては両氏の活動状況について每期「期待された実効性の高い監督機能を果たしていただいております」と記載されている。取締役会への出席率が高いこと（第 75 期は両氏とも 18 回中 18 回出席）は事実であるが、在任期間中に債務超過、事業再生 ADR 手続の申請及び再生計画の目標未達が生じた事実には照らせば、監督機能の実効性については再検証を要すると考える。

（出典：第 75 回インターネット開示事項 5 ページ（社外役員に関する事項））

また、両氏について招集通知には次の記載がある。

■ 同氏が、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

（出典：第 75 回定時株主総会招集ご通知 23 ページ）

本議案は、特定の個人の解任又は不再任を求めるものではなく、社外役員の在任期間について制度としての上限を定めることを求めるものである。上限の水準は議決権行使助言会社及び機関投資家の標準的な基準に合わせたものであり、当会社に固有の厳格な制約を課すものではない。

役員構成の適正化を経営陣の裁量に委ねた場合、現に16年にわたり同一の社外取締役が在任している事実を照らせば、その実現は期待しがたい。制度として定款に定めることにより、将来にわたり取締役会の実効性が継続的に確保されることとなる。

2 代表取締役の在任期間に関する定款一部変更の件

(1) 議案の要領

当会社の定款に、次の条項を新設する。

【現行定款】

(新設)

【変更案】

(代表取締役の在任期間)

第〇条 当会社の代表取締役の在任期間は、通算して10年を超えないものとする。

なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(2) 提案の理由

第1号議案において社外役員の在任期間に上限を設けることを提案しているが、業務執行の最高責任者である代表取締役について何らの規律が存在しないことは、均衡を欠くものとする。監督する側にのみ在任期間の上限を課し、執行する側に課さないことは、取締役会全体の実効性の確保という観点から一貫性を有しない。

当会社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書には、「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」として次の記載がある。

【補充原則4-1③】 取締役会の役割・債務(1) 当社は、経営戦略の立案・実行等について社内外の研修を通じて次世代経営陣の育成に努めております。当社の取締役会は、能力・経験・資質を勘案して代表取締役を指名するものとしておりますが、現時点においては代表取締役の後継に関する具体的な計画はありません。今後、必要に応じて適宜、後継者計画の立案について検討してまいります。

(出典：コーポレート・ガバナンスに関する報告書(2025年11月28日))

他方、その前日である2025年11月27日に開催された第75回定時株主総会において、議長は経営体制について次のとおり述べている。

後継者育成につきまして、他業種においても若い経営者が活躍している中で、やはり若返りは

必然であると認識しております。この3か年の中で育成も含めしっかりと準備をし、次の経営陣にバトンタッチできる状況を作っていきたいと考えております。

(出典：第75回定時株主総会レポート)

株主総会における当該発言は口頭による意思の表明にとどまり、その翌日に提出された報告書においては具体的な計画が存在しないことが明記されている。株主には、当該方針の履行状況を確認する手段が与えられていない。

現代表取締役の就任は2018年11月であり、本議案の上限を適用した場合の期限は2028年11月となる。これは中期経営計画の期間(2026年8月期から2028年8月期まで)の終了時期とほぼ一致するものであり、議長が述べた「この3か年の中で準備」との整合性を有する。

(出典：コーポレート・ガバナンスに関する報告書(2025年11月28日))

なお、当該期間における業績について、当会社の個別注記表には次の記載がある。

当社は、当事業年度まで6期連続で継続的な営業損失、経常損失を計上しております。加えて、当事業年度においては、子会社に対する貸倒引当金繰入額の計上により、重要な経常損失、当期純損失を計上しております。

(出典：有価証券報告書 第75期 92ページ(個別注記表・継続企業の前提に関する注記))

また、第75回定時株主総会において、議長は前事業年度の決算について次のとおり述べている。

本年の赤字決算は、努力不足であり、投資のタイミングを失ってしまったということを認識しております。

(出典：第75回定時株主総会レポート)

本議案は、現任の代表取締役の解任を求めるものではない。上限に達するまでの期間において、後任者の育成及び選定を計画的に行うことが可能である。経営体制の刷新が個人の意向に委ねられることなく制度として担保されることにより、後継者の育成が計画的に進められることとなる。

3 取締役の報酬額設定の件

(1) 議案の要領

取締役が当会社及び当会社の子会社から受ける報酬等の合計額について、次のとおり決議する。

一 連結損益計算書において営業損失を計上した事業年度の翌事業年度に係る取締役の報酬等の合計額は、当該営業損失を計上した事業年度における報酬等の合計額の70パーセントを超えないものとする。

二 当会社は、各事業年度において取締役が当会社及び当会社の子会社から受ける報酬等の合計額を、役員区分ごとに有価証券報告書において開示するものとする。

三 営業利益を計上した事業年度における取締役の報酬限度額は、1992年11月24日開催の第42回定時株主総会決議のとおりとする。

(2) 提案の理由

直近3事業年度の連結営業利益と役員報酬等の総額は、次のとおりである。

事業年度	連結営業利益	役員報酬等の総額	うち取締役分
2023年8月期	73,294千円	32,574千円	25,494千円
2024年8月期	31,516千円	32,574千円	25,494千円
2025年8月期	△88,859千円	34,284千円	25,494千円

(出典：連結営業利益：有価証券報告書 第75期 59ページ)

(出典：役員報酬：第73回招集ご通知 14ページ、第74回招集ご通知 14ページ、第75回招集ご通知 13ページ)

2025年8月期において、当会社は連結営業損失88,859千円を計上した。報酬の原資となる営業利益が存在しないにもかかわらず、同期の役員報酬等の総額は34,284千円であり、前期を1,710千円上回っている。

同期について、当会社は継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨の注記を付しており、また事業再生ADR手続に基づく計画期間の最終年度であった。当該計画の達成状況について、第75回定時株主総会において議長は次のとおり述べている。

「本年の赤字決算は、努力不足であり、投資のタイミングを失ってしまったということを認識しております。

(出典：第75回定時株主総会レポート)

また、2024年8月期においては、役員報酬等の総額32,574千円が連結営業利益31,516千円を上回っている。取締役に対する報酬等に限っても25,494千円であり、同期の連結営業利益の約81パーセントに相当する。

連結営業利益は3事業年度で73,294千円から△88,859千円へと162,153千円変動しているが、取締役に対する報酬等の総額は3事業年度にわたり25,494千円に変動していない。他方、当会社の報酬決定方針には次の記載がある。

「取締役の報酬は、会社の業績を鑑みて、各役員の役割と責務に応じて月次で支給します。

(出典：第75回定時株主総会招集ご通知 12ページ)

「会社の業績に鑑みて」支給するとの方針が定められているにもかかわらず、営業損失を計上した事業年度においても報酬総額が減額されていない。

なお、当会社における取締役の個人別の報酬額は、事業年度の終了後に決定されている。第75期については、招集ご通知に次の記載がある。

「当事業年度に関わる取締役の報酬額については、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、2024年11月28日開催の取締役会において指名・報酬委員会へ諮問する決議を行い、2024年12月20日開催の指名・報酬委員会において取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を答申し、2025年1月14日開催の取締役会において決定いたしました。

(出典：第 75 回定時株主総会招集ご通知 12 ページ)

すなわち、前事業年度の決算が確定した後に当該事業年度の報酬額を決定する運用が既に行われており、本議案による減額は当該運用の中で実施することが可能である。

なお、当会社の業績連動報酬に関する方針には次の記載がある。

業績連動報酬は、企業価値の持続的な向上に対する動機付けとするため、役員賞与規定に基づき、支給日の前事業年度決算に係る普通株主への配当金の支払いがなされた場合、支給日の前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期連結純利益の額に 0.05 の支給係数を乗じた金額を上限とし（後略）

(出典：第 75 回定時株主総会招集ご通知 12 ページ)

当会社は 2016 年 8 月期から 2026 年 8 月期（会社予想）に至る 11 期すべてにおいて無配であり、当該制度は一度も発動していない。第 75 期の報酬はその全額が固定報酬である。すなわち現行の報酬制度は、業績が改善した場合の増額要因としても、悪化した場合の減額要因としても機能していない。

(出典：Yahoo!ファイナンス 文教堂グループホールディングス 配当情報)

さらに、2019 年 9 月 27 日に成立した事業再生計画において計画されていた連結営業利益と実績は次のとおりである。

事業年度	計画	実績	達成率
2023 年 8 月期	254 百万円	73 百万円	29%
2024 年 8 月期	222 百万円	31 百万円	14%
2025 年 8 月期	197 百万円	△88 百万円	—

(出典：計画値：事業再生計画の東京証券取引所への提出について（2019 年 9 月 27 日）)

当該計画の実行にあたり、当会社は取引金融機関 6 行から債務の株式化 4,160 百万円、及び日販グループホールディングス株式会社から 500 百万円の出資による支援を受けている。

なお、本議案が報酬等の合計額を当会社及び当会社の子会社から受け取るものの合計として定め、その開示を求めるのは、次の理由による。

当会社の代表取締役社長は、連結子会社である株式会社文教堂の代表取締役社長を兼任している。

(出典：第 75 回定時株主総会招集ご通知 21 ページ（取締役候補者の略歴）)

しかしながら、有価証券報告書における役員の報酬等に関する記載は、「連結報酬等の総額が 1 億円以上である者が存在しないため、記載しておりません」とされているにとどまり、子会社から支給される報酬等の額は開示されていない。

(出典：有価証券報告書 第 75 期 54 ページ（役員の報酬等）)

したがって株主は、取締役が当会社グループ全体から受ける報酬等の総額を把握することができない。報酬の上限を株主総会の決議により定める以上、その履行状況を株主が検証しうる状態とすることが必要であると考ええる。

本議案は、平時における取締役の報酬水準を制限するものではない。営業利益を計上した事業年度における報酬限度額は従前のとおりとし、営業損失を計上した事業年度の翌事業年度に限り上限を設けるものである。また、報酬額の決定は事業年度終了後に行われるものであることから、本議案による減額は当該事業年度の決算が確定した後に決定される翌事業年度の報酬に適用されるものであり、既に支給された報酬の返還を求めるものではない。

経営の成果が上がらなかった事業年度の後に報酬が減額される仕組みは、経営陣と株主の利害を一致させ、株主及び債権者に対する説明責任を明確化するものであると考える。

以上